

羽島市空家等対策計画（案）に対する意見と羽島市の考え方一覧

生活交通安全課

No.	頁	意見	市の考え方
第2章 空家等の調査に関する事項について			
1	10	<p>調査期間として平成28年1月25日～平成28年2月29日を調査期間としました。その調査結果を元にGISで利用可能な空間データとしてデータベース化を行ったと計画書に書かれています。</p> <p>大事な点は調査期間から3年が経過しております。年数が経過するごとに空き家の現状は変わってきます。よって次回の羽島市内の空家等の状況把握はいつ実施されますか？ やる予定がないので、古いデータのまま施策を講じていくことになるかもと危惧しますが、その理由を教えてください。</p>	<p>平成30年度第2回羽島市空家等対策推進協議会において、計画更新に伴う悉皆調査の必要性を協議いただきました。</p> <p>その際、委員の方々からは、「正確な数字を出すということにそれほど意味はなく、おおよそつかめればいい。」「調査して満足しているというのではなくどう処理していくのかということを中心に考えるべきだ」と思う。そこにお金をかけていくべき。といったご意見をいただきました。</p> <p>前回調査で本市の傾向を把握しており、多額の費用を掛けて再調査を行っても計画に与える影響は極めて少ないと判断しております。</p>
第4章 所有者等による空家等の適切な管理の促進について			
2	16	<p>以下の事柄を計画書に追加記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続登記に関する啓発を行い、空き家発生を抑制する。 <p>(例題：法務局無料相談所の開催等に合わせた相続登記の啓発をする等)</p>	<p>相続をはじめとした登記に関する問題の整理について、セミナーやパンフレットにて啓発をしております。</p> <p>「4-1 将来の空家等の増加の抑制 3 啓発の内容(4)住宅を処分する際の留意点」に「表題登記、所有権や抵当権に関する登記を整理しておくこと」を追記します。</p>
3	17	<p>以下の事柄を計画書に追加記載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家の維持管理についてはシルバー人材センターと締結を結び活用している。 	<p>「4-2 管理不全な空家等の解消 2 管理不全な空家等の解消に向けた依頼」に「また、空家等の所有者等から管理に関する相談を受けた場合には、管理業務の委託先として空家等の適正管理に関する協定を締結している（公社）羽島市シルバー人材センターを紹介します。」を追記します。</p>
第5章 空家等及び除却した空家等の敷地の活用の促進について			
4	19	<p>以下の事柄を計画書に追加記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来空家等の所有者等になる可能性のある世帯への啓発として①マイホーム借上げ制度②リバースモーゲージ <p>この2点を市民に周知していきます。</p>	<p>ご指摘の制度は、本市の不動産市場においては利用が困難であることが判明したため、制度の改善について今後の動向を注視していきます。</p>
5	19	<p>以下の事柄を計画書に追加記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家等の所有者等に対する利活用の働きかけをする施策を提示すること。 <p>(例題-安心R制度、建物状況調査、財産管理人制度等)</p>	<p>「5-2 空家等の再利用の促進 利活用が可能な空家等については、」の後に「安心R住宅制度、建物状況調査を紹介し、」を追記します。</p>

第6章 特定空家等に対する措置その他の対処について			
6	22	<p>以下の事柄を計画書に追加記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者の所在が不明の場合や相続人がいない場合の空き家の対応として川口市が作成した「所有者所在不明・相続人不存在の空家対応マニュアル～財産管理人制度の利用の手引き～」を参考に財産管理人制度の利用や略式代執行の実施を検討する。 	<p>財産管理人制度の利用については、多額の費用が必要であり、費用回収の可能性を前提として慎重に検討をしていきます。</p> <p>所有者の所在が不明の場合や相続人がいない場合の略式代執行の実施については、「6-3 特定空家等に対する措置」に記載どおり、羽島市空家等対策推進協議会において個別に判断していきます。</p>
第8章 空家等に関する対策の実施体制について			
7	27	<p>文面に「空家等に関する問題」とありますが、どの範囲までを示しているのかよくわかりません。</p> <p>例えば「維持管理」、「維持修繕」、「建替え」、「法律相談」、「入居支援」という分野も含めての相談でしょうか？</p> <p>どの範囲までを担当されるのか計画書でもう少し詳しく示していただけるとありがたい。</p>	<p>本章における「問題」は、適正に管理されていない空家等に起因する問題です。</p> <p>「倒壊の恐れなどの保安上危険な状態や雑草の繁茂、火災の危険など」を「8-1 空家等対策に関する関連部署の役割と連携体制」の文頭に追加します。</p>
8	27	<p>以下の下線部分の単語を追加して計画書に記載すること。</p> <p>空家等に関する問題解決のためには建築、道路、環境、消防、<u>福祉</u>等の市役所職員による～</p>	<p>福祉関係者との実務的な連携は、「P. 25、7-4 福祉関係者との連携」に記載のとおり、整備済みです。</p> <p>福祉担当職員の庁内プロジェクトチームへの参加については、プロジェクトチーム設置要綱により、必要に応じて参加できるよう整備済みです。</p>
9	27	<p>以下の事柄を計画書に追加記載するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家等に関する情報の外部への提供については「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」に即して行う。 	<p>本市が実施している「空き家所有者情報の外部提供に関する事務」を「8-4 新たに発生する空家等に関する情報収集」に記載しております。この事務は、ガイドラインに即しております。</p>
その他			
10	—	<p>計画書を新たに作成するのであればあらかじめ一定の数の市民にアンケート用紙を配布して調査すべきだったと思う。</p>	<p>平成28年度に実施した空き家所有者へのアンケートについて、参考資料として掲載予定です。</p>